令和９年度自動車税納税通知書送付用封筒広告募集要項

山口県では、県資産等を広告媒体として提供することにより、県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行っています。

つきましては、令和９年度自動車税納税通知書送付用封筒（以下、「送付用封筒」という。）の裏面に掲載する広告を次のとおり募集します。

１　広告関係規程

広告掲載は、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」、「県税納税通知書送付用封筒広告掲載要領」に基づいて行います。

２　広告の規格

・　広告の掲載箇所　令和９年度送付用封筒の裏面
・　募集枠数　**１枠**
・　サイズ　**縦７．０ｃｍ×横１０．０ｃｍ**
・　色　**２色**（封筒の印刷に使用する色と同じ色。緑、赤色。）
・　広告本文以外に記載が義務付けられるもの

（１）広告主の名称及び連絡先の電話番号

（２）広告枠外上部に縦０．５ｃｍ×横２．０ｃｍの大きさの 広　告 の表示

※（１）について、電話番号は、市外局番を含む固定電話番号を表示していただきます。

３　掲載時期（送付用封筒の発送時期）

令和９年４月下旬（年１回）

４　封筒の発送数

令和９年度の発送見込数　約３２３，０００通

※１　県外へ発送する納税通知書についても、広告が掲載された封筒を使用します。

５　広告掲載料の申込み価格

３８７，６００円を募集最低価格とします。（消費税及び地方消費税を含みます。）

※広告デザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担となります。

６　広告掲載の要件

・　山口県広告掲載基準第３条に該当する業種又は事業者の広告は掲載できません。
・　山口県広告掲載基準第４条及び第５条に該当する内容の広告は掲載できません。

詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

７　応募方法

「県税納税通知書送付用封筒広告掲載申込書（以下「広告掲載申込書」という。）」に必要事項を記入し、必要書類を添付した上で、山口県総務部税務課へ郵送、持参又はメールにより提出してください。

なお、応募時点においては、提出していただく広告原稿は案の段階のもので構いませんが、広告内容について県が十分に審査できるよう、できるだけ実際に掲載を希望する原稿に近いものを提出してください。

応募があった場合は、この募集要項の内容を了承し、これらを遵守することに同意したものとみなします。

8　募集期間

令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月２７日（金）午後５時まで

9　広告主の決定方法

県の定めた基準（6　広告掲載の要件）により、送付用封筒への広告の掲載が適当であると認めたもののうち、広告掲載申込書に記載されている申込み額が最も高い方を広告主に決定します。

広告主を決定したときは、各申込者に掲載又は不掲載の旨を文書により通知します。

広告主に決定された方については、商号又は名称及び契約金額を公表させていただきます。

10　広告原稿の提出期限

広告主に決定された場合は、令和８年１２月９日（水）までに、紙媒体及び電子データの広告原稿を山口県総務部税務課へ郵送、持参又はメールにより提出してください。（電子データの広告原稿については、イラストレーター形式、ＪＰＥＧ等の汎用性の高いデータ形式で提出してください。）

なお、提出していただいた広告原稿が掲載にふさわしくない場合には、内容の変更をお願いすることがあります。

11　広告掲載料の納付

広告を掲載した送付用封筒を発送後、県が指定する日（５月下旬を予定）までに、広告掲載料を納付してください。

12　広告主の責に帰すべき事由により広告が掲載されない場合の広告掲載料及び損害賠償について

契約締結後は、広告主の責に帰すべき事由により広告が掲載されない場合であっても、広告主は広告掲載料の減額請求等の一切の請求を行うことができません。

また、封筒の再印刷の必要を生じさせるなど県に損害を及ぼした場合は、その損害額も賠償していただきますのでご了承ください。

13　お問い合せ先・お申し込み先

〒７５３－８５０１
山口県山口市滝町１番１号
山口県総務部税務課収納・システム管理班
ＴＥＬ：０８３－９３３－２２８８
ＦＡＸ：０８３－９３３－２２９９
ＭＡＩＬ：a10700@pref.yamaguchi.lg.jp